**平成28年度事業計画**

**（平成28年４月１日～平成29年３月31日）**

当センターは、高知県内で初めて設立された犯罪被害者等の支援を行う民間団体であり、（１）電話相談・面接相談等の相談事業及び裁判の付き添いなどの（２）直接支援事業を中心に被害者等への支援活動を行うとともに、これらの支援活動員を支える支援員の（３）養成・研修事業並びに社会全体で被害者等を支え、被害者支援意識の高揚を図るため、被害者支援講演会や街頭キャンペーン、教育関係機関等への積極的な（４）広報・啓発活動を行い、被害者等の権利利益を保護するための事業を推進する。

また、「犯罪被害者等早期援助団体」として高知県公安委員会の認定を受け、被害直後から県警と連携して支援活動を行い、被害者の早期回復に取り組む。

さらに、本年度からは高知県・高知県警・高知県産婦人科医会・当センターの４者協定による）「性暴力被害者サポートネットワークこうち(CORAL)」の発足に伴い、当センターに「性暴力被害者相談専用電話（C0RAL　CALL）」を開設し、性暴力被害者の相談・支援事業を開始する。

1　被害者等に対する電話相談及び面接相談事業

相談専用電話を設置、独立した面接相談室（２室）において、事務局職員・支援員等により、被害者等からの電話相談・面接相談を受理し、被害者等のニーズに即した具体的な支援を実施することにより被害者等の負担の軽減を図る。

◎　一般犯罪等被害者相談電話　　　　　088－854－7867

◎　性暴力被害者専用相談電話　080－9833－3500(CORAL　CALL)　４月から開設

◎　相談受付時間　月曜日～金曜日（平日）10：00～16：00

　　　　　　　 ※　年末・年始、祝日を除く

２　物品の供与又は貸与、各種付添活動を含む役務の提供等の方法による被害者等に対する直接的支援事業

　(1)　被害者等の経済的負担を軽減するため、布団・毛布・着替え用衣類の供与又は貸与を行う。また、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークの被害者緊急支援金の活用を図る。

(2)　被害者等の精神的不安の軽減を図るために、被害者等の要望に応じて警察署・病院・検察庁・裁判所等への付添い、家事・育児支援等の直接的支援を行う。

 (3)　犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業

　　 被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等給付金の支給対象事案の相

談に対して必要な助言を与えるなど、申請の補助を行う。

(4)　精神的被害に対するカウンセリング及び医療的処置を支援する事業

 　 ①　メンタルケアを必要とする被害者等のために、専門家（臨床心理士、精神科医等）によるカウンセリング等を随時に行い、被害の回復と軽減を図る。

◎　定例相談日

　　 　　11月25日～12月１日（犯罪被害者週間）

◎　必要に応じた心理相談

随　時

 ②　専門家によるカウンセリングの結果、医療的処置が必要と判断された場合には専門医療機関等を紹介するなど、関係機関等との連携を強化し被害者等の被害の回復に努める。

３　経済的・精神的被害回復についての法的救済措置並びに二次的被害に対する対応及び軽減にかかる支援事業

(1)　経済的・精神的被害回復のために法的救済が必要な被害者等に対しては弁護士、

司法書士等による電話・面接等の方法により必要に応じて随時及び定例相談を実施

し、被害者等への法的な支援活動を行う。

　 　当センターが法テラスの指定相談場所になっているので、財力が一定基準に満たない相談者が法律相談等に要する費用は、無料で相談できる日本弁護士連合会委託法律援助制度を利用し経済的負担を軽減する。

　　　 ◎　定例相談日

　　　　　　 犯罪被害者週間(11月25日～12月１日)中に、無料法律相談日を設ける。

　　　 ◎　必要に応じた法律相談

　随　時

　 　(2)　マスコミの報道・取材等による二次的被害を訴える被害者等に対し、要望に応じた直接的支援を行い、精神的被害の軽減を図る。

４　被害者自助グループへの支援事業

　(1)　被害者自助グループの組織化を図るため、必要な情報を提供する。

　(2)　必要に応じて当センター会議室を交流の場として提供する。

　(3)　自助グループの交流会の開催について、要望に応じて広報する。

　(4)　性被害、交通事故被害等被害内容別の自助グループの育成を図る。

５　関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

　(1) 犯罪被害者等早期援助団体として、万全な情報管理の下に、警察との情報交換を行い、犯罪発生直後の早い段階から被害者のニーズに添った支援を実施する。

(2) 被害者支援に携わる国・県・市町村と連携を密にし、高知県被害者支援連絡協力会会員として定例会・分科会に出席し関係機関・団体等との情報交換等を行い連携の強化を図る。

　(3)　法テラス高知、高知弁護士会犯罪被害者支援委員会及び高知県と連携し、県東部地区（安芸市）及び西部地区（四万十市）での出張相談所事業の充実を図る。

◎　定例相談日　　毎月１回(安芸市、四万十市にて)

　(4)　特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークの加盟団体として、全国の被害者支援団体との連携を図る。

　(5)　関係機関・団体等から講師の派遣要請があった場合は積極的に対応し、被害者支援意識の高揚を図る。

　(6)　 性暴力被害者サポートネットワークこうちの連携強化

性犯罪・性暴力被害者に対する連携型支援体制を構築するため、高知県、高知県警、高知県産婦人科医会及び医療機関(協力病院)との連携を強化する。

６　事業に従事する者の募集並びに養成及び研修事業

　(1)　養成講座等を実施して、被害者支援活動に携わる支援員確保に努める。

　　　　　養成講座(基礎講座)　　　　　　　　　　　１５講座

　　　　　性暴力被害者支援のための講座(専門講座)　１０講座(新たに開設)

　(2)　弁護士等を講師に招き、支援員の継続研修を実施するとともに認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク等が主催する各種研修会に参加することにより、支援員のスキルアップに努める。

　(3)　臨床心理士等のスーパーバイザーによる指導助言を行うなど、支援員のメンタルケアを行う。

　(4)　定期的な支援員研修会、弁護士等との事案検討会を開催することにより支援員の技術向上に努める。

(5)　被害者等の実態に関する調査及び研究事業

　 ①　特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク主催の各種研修会・フォーラム等に参加して、先進的な被害者支援活動を実践している被害者支援センターとの交流を図り、当センターの活動に反映させる。

　　　　本年度は支援員の中・四国ブロック研修会が高知市で開催(８月)されることから、

　　　支援員間の相互研修、交流の場として積極的に参加する。

　　②　被害者支援関係刊行物での研究や事例検討会等で研修したことを、被害者の心理・現状等についての分析に生かし、被害者支援に役立たせる。

７　被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動事業

　(1)　県民の被害者支援意識の高揚を図るため、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月１日）中に街頭キャンペーン、募金活動等、各種行事を積極的に実施する。

特に「犯罪被害者等早期援助団体」としての活動内容等の広報啓発活動を実施する。

　(2)　当センターの活動状況等をまとめた機関紙「ぬくいＴＯＳＡ」を作成して会員や関係機関等に配布し、当センターの活動の周知を図る。

(3)　当センターホームページ（<http://www.shiencenter-kochi.or.jp）に『被害者支>援の重要性』『当センターの活動』『各種行事予定』等を随時掲載し、広報啓発を行うとともに行事等への参加を呼びかける。

(4)　被害者支援にかかる広報啓発のポスター・チラシをタイムリーに作成配布するとともに、リーフレットにより当センター活動内容と会員募集、寄付の依頼、支援員の募集等について広報を行う。

また、被害者支援自動販売機の設置拡大により、広報活動に努める。

(5)　テレビ・新聞等広報媒体を利用した広報活動を行う。

(6)　関係機関が開催する各種会合等に積極的に参加し、被害者支援の重要性等について広報する。

(7)　学校や教育委員会等の教育現場、県庁等の行政部署・企業等に被害者及び被害者遺族を講師として招聘又は当センター関係者を派遣して、被害者の現状と心情等についての講話やセミナー等によって被害者支援の必要性を訴えるとともに、犯罪被害のない社会を築くための啓発に努める。

　(8) 当センターは設立１０年を迎えることから、「１０周年記念行事」(１０月予定)を関係団体の後援のもとに行い、当センターの活動内容等の広報・啓発に繋げる。

８　前各号に掲げるものの他、定款第3条の目的を達成するために必要な事業

　　　ファンドレイジング活動を強化し、寄付金の依頼、被害者支援自動販売機の設置促進等によって安定した財源づくりに努める。